

法律セミナー及び無料法律相談会の開催について

お知らせ1

第10回 法律セミナーのご案内 「カスタマーハラスメント対策に関する実務」

さて、令和2年2月に開催予定でした会場開催のセミナーですが、新型コロナウイルス禍の為に延期となり、オンラインセミナーを開催しておりましたがやっと開催することとなりました。オンラインセミナーも同時開催いたします。
皆様に直接お話しできる機会を持つことができ、人と人のリアルなつながりを本年からスタートすることができ嬉しく思っております。

内容：カスタマーハラスメント対策に関する実務

講師：代表弁護士 室谷 光一郎

日 時：3月2日（木）15時30分～17時00分

会 場：心斎橋周辺 ※会場セミナー参加者様には後日ご連絡させていただきます。

参加費：無料【会場参加者：30名様、オンライン参加者：100名様】

申込方法：どちらで参加（会場参加orオンライン参加）されるのか記載していただき、必要事項（御芳名、貴社名・部署名、連絡先・電話番号、メールアドレス）をご記入の上、下記記載のメールアドレスにメールしていただくか、ファックスしていただければ幸いです。

お知らせ2

法人・事業者の方限定！！無料法律相談会のご案内

今回、皆様から沢山ご要望いただきました無料法律相談会を弊所で開催することとなりました。
法人・事業者の方の雇用・解雇トラブル、契約書法務、事業承継問題、知的財産、売掛金の回収、危機管理対策・クレーマー対応などのお悩み、ご相談を幅広く対応いたします。この機会に是非、お気軽にご相談いただけたら幸いです。

日 時：2月7日（火）、3月8日（水）、4月4日（火）、5月9日（火）、6月6日（火）

時 間：10時00分～17時00分

会 場：室谷総合法律事務所

参加費：無料（完全予約制）※一企業30分まで

申込方法：必要事項（御芳名、貴社名・部署名、連絡先・電話番号、メールアドレス、ご希望の日程・時間（第1候補から第3候補までご記載ください）、ご相談内容について）をご記入の上、下記記載のメールアドレスにメールしていただくか、お電話にてご予約ください。

※お電話の場合、【●月●日無料相談会の件】とお伝えください。

※無料相談会のご利用は一企業1回までとなります。

五令
年和

卯

室谷総合法律事務所

代表弁護士 室 谷 光一郎

弁護士 柳 知 幸

弁護士 堀ノ内 住 奈

〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号

四ツ橋ビルディング602号

T E L : 0 6 - 6 5 3 5 - 7 3 4 0 F A X : 0 6 - 6 5 3 5 - 7 3 4 1

<https://murotani-law.jp> <https://media-law.jp>

E - M A I L : murotanisougou@murotani-law.jp

地下鉄四つ橋線四ツ橋駅2番出口直結。

月曜日～金曜日 相談要予約



室谷総合法律事務所ニュースレター

つくる / つなぐ / ひらく

2023年1月発行 Vol.7

室谷総合法律事務所 〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号 四ツ橋ビルディング602号
TEL:06-6535-7340 FAX:06-6535-7341 <https://murotani-law.jp> <https://media-law.jp>

謹んで新年のお慶びを申し上げます



あけましておめでとうございます。弁護士3名、事務員2名態勢で本年もスタートを切ります。クライアントの皆様のために闘うという意識、クライアントの皆様に支えられているという意識を所員全員が引き続きしっかりと持って対応して参ります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスが世界を席捲してから約3年が経とうとしており、そろそろウィズコロナ時代になりそうな様相です。世界が再びつながり、人々の往来が期待できる時代になりそうです。しかしながら、他方で、ウクライナ戦争、米中経済戦争といった世界を分断しうる事態も発生しており、活発なつながりと分断が両立する世界情勢です。また、わが国においても、人々のリアルなつながりが活発化していく一方で、円安・物価高もあり社会的格差の広がりによる分断の深刻化を感じさせられる時代です。

人々のつながりを求める風潮と分断不調という相反する流れの並立は一気に分断となる可能性も秘めています。13世紀、モンゴル帝国によるユーラシア大陸席捲によって、ユーラシア大陸は交易を中心としてつながりを持ちましたが、その後、モンゴル帝国の一角である元王朝が崩壊し、明王朝が成立した中国では、海禁政策を国是とし世界との分断政策に舵を切りました。つながりと分断は紙一重ということは歴史が示しています。世界もわが国もその危うい均衡の上にあるように思えます。

しかしながら、コロナ禍において、リモート等を利用してでも人々がつながりを模索していたことは明らかです。つながりを基調とする流れは決してとどまるものではなく、今後も推進されていくと思います。そして、法律もその一助になるべきだと思います。コロナによって経済的土台を失ってしまった事業者や人々もいれば、逆にコロナ禍で成長した事業者や人々もいます。そこに分断を形成するのではなく、つながりを基調とすべく、つまづいた事業者や人々には救済や再チャレンジの機会を与え、成長した事業者や人々にはより成長できるステージを用意することが必要です。弊所では、どちらの方向にも果敢に挑戦し、人々のつながりをサポートできるようにして参ります。

分断が迫っている状況においても、人々のつながりをバックアップできる法律家集団でありたい、また、そのために切磋琢磨していきたい、そのように感じる年頭です。

代表弁護士 室 谷 光一郎

令和4年改正消費者契約法について

1 改正消費者契約法の成立

令和4年5月25日に「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」(令和4年法律第59号)が成立し、同年6月1日に公布されました。同法律は一部の規定を除いて令和5年6月1日に施行されます。本改正のうち、消費者契約法（以下、「法」といいます。）の主な改正内容は、(1)契約取消権の追加、(2)免責の範囲が不明確な条項の無効、(3)解約料の説明の努力義務、(4)事業者の努力義務の拡充ですので、その内容をご紹介致します。

2 主な改正内容

(1) 契約取消権の追加

法第4条第3項が定める困惑類型に、①勧誘することを告げずして退去困難な場所に同行して勧誘すること（同項3号）、②威迫する言動を交えて消費者が契約締結を行うか否かの相談の連絡を妨害すること（同項4号）、③契約前に目的物の現状を変更して原状回復を著しく困難にすること（同項9号）が追加され、要件を満たす場合には消費者が取消権を行使することができるようになりました。

(2) 免責の範囲が不明確な条項の無効

本改正では、事業者の債務不履行又は不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項のうち、損害賠償責任の免除が軽過失の場合のみを対象としていることを明らかにしていない条項は無効とすることが規定されました（法第8条第3項）。これにより、損害賠償責任の一部免責を軽過失のみに限定するのであれば、その旨を契約条項において明らかにすることが必要となります。具体的には、「法令に反しない限り、1万円を上限として賠償します」は無効、「軽過失の場合は1万円を上限として賠償します」は有効と解されています。

(3) 解約料の説明の努力義務

法第9条1号は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を定める条項に関して解約料（解約違約金等）の上限額を規定しており、解除に伴って事業者に生ずべき「平均的な損害」の額を超える部分についての解約違約金等は無効とされています。今回の改正では、事業者に違約金の算定根拠の概要を示すことで違約金条項が不当でないことを消費者に対して説明する努力義務を課すことになりました（法9条第2項）。

(4) 事業者の努力義務の拡充

本改正では、解除時に解除権行使に必要な情報を消費者に提供することが事業者の努力義務とされました（法第3条第1項第4号）。また、勧誘時において、消費者の知識・経験に加え、年齢・心身の状態も総合的に考慮した情報提供（知ることができたものに限る）が事業者の努力義務となりました（法第3条第1項第2号）。

3 最後に

以上のとおり、本改正は事業者にとって契約書や規約等の確認・修正が必要な内容となっており、本年6月の施行に向けて準備を進めていく必要があります。弊所では、消費者契約法を含む消費者法分野の法改正について検討を重ねてより一層取り組んでまいりますので、お気軽にご相談ください。



動画は倍速で見てストーリーをおさえる、ビジネスに役立つ教養内容をピックアップで解説している本を読む、こういったことが流行っているように思います。実に合理的です。今や映像制作は倍速視聴を前提にしているようにも思われます。私も「60分でわかる～」という本もよく読むので、同じ流れかなと思ったりもします。「～全集」を前にするとひるみます…(笑)が、そのように力むことなく、合理性・効率性を優先する日々を離れ、ミヒヤエル・エンデ「モモ」をふと思い出し、たまには目的なく読みたいものを読む、見たいものを見る、そんな余裕を持った気持ちになりたいなと思っている次第です。



この1月から弁護士4年目に突入しました。「石の上にも三年」という言葉があるように、この3年間は先輩の技を盗みながら、とにかく何でも経験を積む最初の修業期間との意識を持って過ごしてきました。これからは第2期修業期間です。思考することを常に忘れずに、1つ1つの仕事に向き合いながら個性も身に付けるための期間にしたいと思います。

私生活では、仕事を始めてからお酒を嗜む機会も増えたので、好きな日本酒とワインについて学びたいと思っています。ただ美味しいではなく、産地や原料の違いによる特徴を感じながら、それに合う料理とともにお酒を楽しめる大人になりたいです。



平成26年1月に弁護士登録してから今年で10年目になります。この10年間で携わった分野は一般民事・家事、企業法務、刑事等、多岐にわたります。幅広い経験を培ってきた一方で、思い描いていた「10年目の自分」よりも自身の未熟さを感じることが多いです。

そんな私が何とかやってこられたのも、多くの方々に支えられ、ご指導とお力添えをいただいたおかげと深く感謝しております。

初心を忘れず、これまで大切にしてきた「感謝、謙虚、努力」の姿勢で、クライアントの皆様のご期待にお応えしていきたいと思っております。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局だより

娘の教科書をパラパラと見たことがきっかけで文豪といわれている作家の小説を読み直しています。学生時代に課題として嫌々読まされた作品を今になって読んでみると、日本語の美しさに惚れ惚れします。期限や感想文を課されないことも美しく感じる理由の一つかなあ、と思い、ゆっくり読書を楽しんでいます。

事務局國見

コロナ禍から始めた家庭菜園にまだまだ勤しんでいます。トマトやピーマン等の野菜から育てやすいバジル、オレガノ等のハーブを育て、収穫から調理するまでを楽しんでいます。昨年夏にレモンの苗木を購入したので、2～3年後ぐらいには、レモンの収穫が出来るかなと毎日水やりしながら大きくなれ～と声掛けしています。

事務局中村